

契約約款一部改正のお知らせ

2023年（令和5年）1月1日から「民間（七会）連合協定工事請負契約約款」が改正されます。民間（七会）連合協定工事請負契約約款委員会からの改正についてのお知らせが届いております。

【改正の目的】

危険な盛土等の発生を防止するため建設発生土の搬出先等を明確化すること並びに反社会的勢力排除のさらなる徹底を図るため暴排条項を充実させたことにあります。

【契約約款書類の当面の取扱い】

日本建築士会連合会には、2022年11月現在、「民間（七会）連合協定工事請負契約」書類は、改定前のものの在庫が残っています。

日本建築士会連合会の指示により、在庫がなくなるまでは次の通りといたします。

- ・2023年(令和5年)1月1日より、現行の「民間（七会）連合協定工事請負契約」書類に「変更合意書」を同封して販売いたします。併せて、「改正通知文」「新旧対照表」を同封いたします。なお、価格に変更はございません。
- ・在庫契約書類がなくなるまでは、現在の「民間（七会）連合協定工事請負契約」書類と「変更合意書」を一体の契約書として使用願います。

今後、「小規模建築物・設計施工一括用工事請負契約約款」、「マンション修繕工事請負契約約款」、「リフォーム工事請負契約約款」も改正される予定です。（2月頃とお聞きしています）こちらも分かり次第ご連絡いたします。

ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

問合せ先 （公社）日本建築士会連合会 事業部 TEL 03-3456-2061 FAX 03-3456-2067
（一社）石川県建築士会 事務局 TEL 076-244-2241 FAX 076-243-4821